

佐佐木信綱記念館条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 3 6 号

佐佐木信綱記念館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐佐木信綱記念館条例（昭和 6 1 年鈴鹿市条例第 1 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、佐佐木信綱記念館使用許可申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の 3 0 日前から受け付けるものとする。ただし、その受付を開始する日が休館日に当たる場合は、その翌日以後の最初の休館日でない日から受け付けるものとする。

(使用の許可)

第 3 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、佐佐木信綱記念館使用許可書（第 2 号様式）を交付するものとする。

(資料の特別利用)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、佐佐木信綱記念館特別利用許可申請書（第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、佐佐木信綱記念館特別利用許可書（第 4 号様式）を交付するものとする。

(使用許可の変更及び中止)

第 5 条 条例第 9 条に規定する使用者（以下「使用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするとき、又は許可を受けた使用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館使用許可変更・中止申請書（第 5 号様式）に当該許可に係る許可

書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、佐佐木信綱記念館使用許可変更・中止許可書（第6号様式）を交付する。

（使用料の還付）

第6条 条例第10条ただし書の規定により還付する額は、次のとおりとする。

還付区分	還付額
使用者の責任によらない事由により使用することができないとき	全額
使用日の10日前までに第5条第2項の規定により使用の中止が許可された場合において、市長が認めたとき	全額
第5条第2項の規定により使用の変更が許可され、既納使用料に過納金が生じた場合において、市長が認めたとき	過納金の全額

- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、佐佐木信綱記念館使用料還付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第7条 市長は、条例第11条第1項の規定により使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更するときは、佐佐木信綱記念館使用許可取消（停止、条件の変更）通知書（第8号様式）により使用者に通知するものとする。

（特別利用許可の変更）

第8条 条例第11条第2項に規定する利用者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするとき、又は許可を受けた特別利用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止申請書（第9号様式）に当該許可に係る許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止許可書（第10号様式）を交付する。

（特別利用許可の取消し等）

第9条 市長は、条例第11条第2項の規定により資料の特別利用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更するときは、佐佐木信綱記念館資料の特別利用許可取消（停止、条件の変更）通知書（第11号様式）により利用者に通知

するものとする。

(参観者、使用者又は利用者の遵守義務)

第10条 記念館を参観する者、使用者又は利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失する行為をしないこと。
- (2) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (4) 寄附金を募集し、又は物品を販売しないこと。
- (5) 所定の場所以外で資料の特別利用をしないこと。
- (6) 使用許可を受けた施設以外に立ち入り、又は使用許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。
- (7) 使用許可条件を遵守すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従うこと。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

佐佐木信綱記念館使用許可申請書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電 話 —

下記のとおり使用したいので、佐佐木信綱記念館条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により申請します。

記

日 時	(1) 午前 時 分から 午前 時 分まで (2) 午後 時 分から 午後 時 分まで (3) 午前 時 分から 午後 時 分まで 年 月 日											
場 所	講座室 和室A 和室B											
目 的												
予 定 人 員												
会 場 責 任 者	住所											
	氏名		電話	()	—							
使用する附属設備							冷暖房の有無		有 無			

以下は、記入しないでください。

場 所	使 用 料 金	冷 暖 房 料 金	合 計
講 座 室	円	円	円
和 室 A 、 B	円	円	
使用料受領日	年 月 日		
許 可 番 号			

第 2 号様式（第 3 条関係）

（表）

佐佐木信綱記念館使用許可書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました佐佐木信綱記念館の使用について、佐佐木信綱記念館条例第 5 条の規定により下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	第 号			
日 時	(1) 午前 時 分から 午前 時 分まで			
	(2) 午後 時 分から 午後 時 分まで			
	(3) 午前 時 分から 午後 時 分まで			
	年 月 日			
	講座室 和室 A 和室 B			
場 所				
目 的				
予 定 人 員				
会 場 責 任 者	住所			
	氏名		電話	() —
使用する附属設備			冷暖房の有無	有・無
許 可 条 件				

(裏)

使 用 者 の 心 得

- 1 使用開始前に使用許可書を記念館事務室に提示してください。
- 2 使用者は、次の事項を守ってください。
 - (1) 許可なく所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。
 - (2) 許可なく館内にピン打ち、釘打ち、テープ貼り等をしないこと。
 - (3) 騒音を発生し、暴力を用いる等他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (4) 許可を受けた場所以外を使用し、又は設備器具以外のものを使用しないこと。
 - (5) 許可を受けた使用時間内で、会場準備及び原状回復を行うこと。
 - (6) 寄附金品を募集し、又は物品を販売しないこと。
 - (7) その他記念館の職員の指示に従い、管理運営上支障を来すような行為をしないこと。
- 3 次に該当するときは、使用の許可の効力を停止し、又は使用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 使用許可申請書に偽りの記載があったとき。
 - (2) 使用許可の条件又は目的に違反したとき。
 - (3) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
 - (4) 記念館の施設又は設備を破損するおそれのあるとき。
 - (5) 管理運営上支障があると認められるとき。
 - (6) 関係条例等に違反したとき。
 - (7) その他市長が不適當と認めるとき。
- 4 使用中に施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、使用者はこれを原状回復し、その損害を賠償しなければなりません。
- 5 使用が終わったときは、照明や空調の始末を確かめ、施設の清掃及び器具の整理を行ってください。

第 3 号様式（第 4 条関係）

佐佐木信綱記念館特別利用許可申請書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電 話 ー

下記のとおり資料の特別利用をしたいので、佐佐木信綱記念館条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により申請します。

記

目 的	
品 目	
利 用 方 法	

第 4 号様式（第 4 条関係）

佐佐木信綱記念館特別利用許可書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました佐佐木信綱記念館の特別利用について、佐佐木信綱記念館条例第 6 条の規定により下記のとおり許可します。

記

許可番号	第 号
目的	
品目	
利用方法	

許可条件	
備考	

注意事項

- 1 写真原版に係る著作権は、鈴鹿市に帰属するものであること。
- 2 出版掲載物の中に、鈴鹿市所蔵の旨を明記すること。
- 3 寄託資料については、必ず寄託者の承諾を得ること。
- 4 出版物を鈴鹿市に寄贈すること。
- 5 許可書に記載した目的以外に利用しないこと。
- 6 著作権法上の問題が生じた場合は、申請者がその全ての責任を負うこと。

第 5 号様式（第 5 条関係）

佐佐木信綱記念館使用許可変更・中止申請書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）
電 話 —

下記のとおり変更・中止をしたいので、佐佐木信綱記念館条例施行規則第 5 条
第 1 項の規定により申請します。

記

変 更 ・ 中 止 理 由		備 考	
使 用 料	円		

第6号様式（第5条関係）

佐佐木信綱記念館使用許可変更・中止許可書

年 月 日

様

鈴鹿市長

印

年 月 日付けで申請のありました佐佐木信綱記念館使用許可変更・中止について、下記のとおり許可したので、佐佐木信綱記念館条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

変更・中止許可番号	第 号
備考	
使用料還付額	円

第 7 号様式（第 6 条関係）

佐佐木信綱記念館使用料還付請求書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）
電 話 ー

年 月 日付け第 号で許可された佐佐木信綱記念館の使用
について、佐佐木信綱記念館条例施行規則第 6 条第 2 項の規定により下記のとおり
使用料の還付を請求します。

記

還付請求の事由			
許 可 事 項	使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
	場 所	講座室 和室 A 和室 B	
	内 容		
使 用 料	納付書番号		
	金 額	円	
口 座 振 込 先 金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協 ()		本 店 支 店 出張所 ()
口 座 種 別	普通 当座	口座番号	
フ リ ガ ナ			
口 座 名 義 人			

第 8 号様式（第 7 条関係）

佐佐木信綱記念館使用許可取消（停止、条件の変更）通知書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付け第 号で許可しました佐佐木信綱記念館の使用
について、下記のとおり（取消し、停止、条件の変更）をしたので、佐佐木信綱記念
館条例施行規則第 7 条の規定により通知します。

記

区 分	
取消しに係る使用日時	
取消しに係る使用施設	
取消し（停止、条件の 変 更 ） の 理 由	
備 考	

第 9 号様式（第 8 条関係）

佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止申請書

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者）
電 話 ー

下記のとおり変更・中止をしたいので、佐佐木信綱記念館条例施行規則第 8 条
第 1 項の規定により申請します。

記

変 更 ・ 中 止 理 由		備 考	
---------------	--	--------	--

第 1 0 号様式（第 8 条関係）

佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止許可書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付けで申請のありました佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止について、下記のとおり許可したので、佐佐木信綱記念館条例施行規則第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更・中止許可番号	第 号
備 考	

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

佐佐木信綱記念館資料の特別利用許可取消（停止、条件の変更）通知書

年 月 日

様

鈴鹿市長 印

年 月 日付け第 号で許可しました佐佐木信綱記念館資料の特別利用について、下記のとおり（取消し、停止、条件の変更）をしたので、佐佐木信綱記念館条例施行規則第 9 条の規定により通知します。

記

区 分	
取消しに係る利用日時	
取消しに係る利用資料	
取消し（停止、条件の変更）の理由	
備 考	